

- (1) 自動車税の重軽課によるグリーン化の延長及び拡充等（自動車税）
- (2) 低公害車の取得に係る特例措置の延長及び拡充（自動車取得税）
- (3) 低燃費車の取得に係る特例措置の延長等（自動車取得税）

運輸部門、特にその約9割を占める自動車からの二酸化炭素排出の抑制や、大都市圏を中心とした自動車に起因する大気汚染問題の解決を図るため、環境負荷の小さい自動車の開発・普及を促進する特例措置の適用期限を延長するとともに、特例措置の対象を拡充する。

〔現行制度の改正概要〕

	自 動 車 税 (排気量別に税額を設定)			自動車取得税 (営業用3%、自家用5%)		
電気自動車	50%軽減 ↓ 現行どおり			△2.7%		
CNG車				↓		
メタノール車				現行どおり		
ハイブリッド車	☆	☆☆	☆☆☆	バス・トラック △2.7%		
	13%軽減	25%軽減	50%軽減	乗用車 △2.2%		
				↓		
				現行どおり		
低燃費かつ 低排出ガス認定車	↓	↓	↓	☆	☆☆	☆☆☆
	対象外	対象外	現行どおり	取得価格から30万円控除		
				↓	↓	↓
				対象外	対象外	現行どおり

(注) 1. 自動車税の重課については、現行どおり。

(車齢11年超のディーゼル車、車齢13年超のガソリン車は10%重課)

2. 自動車税の軽課については、平成15年度に新車登録した車について、平成16年度分を軽減。

3. 自動車取得税については、低公害車は平成15・16年度に取得した車、低燃費車は平成15年度に取得した車が軽減対象

〔拡充措置の具体的内容〕

低PM認定トラック・バスの特例を創設

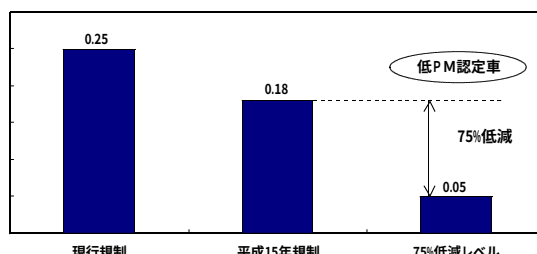
（低公害車の取得に係る特例措置（自動車取得税）の拡充）

- ・ 自動車取得税……△1. 5% （平成15・16年度に取得した車について軽減）

低PM認定車

車両総重量が3.5tを超えるディーゼル車について、PM（粒子状物質）の排出量が平成15年規制値よりも75%以上低減している自動車。

（単位：g/kWh）



LPG自動車に特例を拡充

（自動車税の重軽課によるグリーン化（自動車税）及び低燃費車の取得に係る特例措置（自動車取得税）の拡充）

LPG自動車（☆☆☆かつ低燃費車）について以下の特例措置

- ・ 自動車税………50%軽減×1年 （平成15年度に新車登録した車について軽減）
- ・ 自動車取得税……取得価格から30万円控除 （平成15年度に取得した車について軽減）

燃料電池自動車に特例を拡充

（自動車税の重軽課によるグリーン化（自動車税）及び低公害車の取得に係る特例措置（自動車取得税）の拡充）

- ・ 自動車税………50%軽減×1年 （平成15年度に新車登録した車について軽減）
- ・ 自動車取得税……△2. 7% （平成15・16年度に取得した車について軽減）

燃料電池自動車

水素と酸素の化学反応により発電し、原理的に水のみを排出する自動車で、環境にやさしい究極の低公害車と言われる。

地球温暖化対策推進大綱の策定に当たっては、2010年時点で5万台の普及を目標としている。

